

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける

租税理論の展開 VI

——古典学派における財政思想 (續)——

箕 浦 格 良

十六

A・スミスはいずれの国にありても下層階級の人々又は中流以下の階級の人々の消費の全体は中流階級及び中流階級以上の人々の消費の全体よりもその量においてのみならずその価値においても遙かに大であるということには注意しておかなければならない。即ち下層階級の人々の支出の総計は上流階級の人々の支出の総計よりも遙かに大である。第一に各国の殆んどすべての資本 (capital) は年々下層階級の人々の間に生産的労働の労働賃金として分配される。第二に土地の地代と資本 (stock) の利潤の両者から得られる収入の大部分が年々同じ階級の人々の間に奴婢その他不生産的労働者の労働賃金及び生活維持費として分配せられる。第三に資本 (stock) の利潤の一部分も下層階級の人々の小資本 (capital) の使用によって得られる収入としてこの階級の人々に属する。すべての種類の小商店主、手工業者及び小売商人が年々作出する利潤の総計はいずれにおいても相当の額に達する

ものであり年々の生産物の相当大なる部分を占めているのである。第四に土地の地代でさへもその一部分はこの階層の人々に属するのである。その中の相当の部分が中流階級よりも少し下位の階級の人々に属する。又その一少部分は最下級の人々に属する。一般の労働者でも時としては一エーカーあるいは又二エーカーの土地をもっているからである。従つて下層階級の人々の支出は個々の個人からみれば極めて小であるけれども之を集計すれば常に社会の支出総額の極めて大なる部分を占めているのである。その国の土地及び年々の労働の生産物の中で上層階級の消費に対して残される部分は量においてのみならずその価値においても常に遙かに小である。従つて支出に対する租税 (taxes) にして主として上流階級の人々の支出即ち年々の生産物の中で小なる部分に課せられるものはすべての階級の支出に区別なく課せられるものか或は主として下層階級の人々の支出に対して課せられるものに比較してその租税収入は遙かに小である。即ち区別なく年々の生産物の全体に課せられるものか或は主としてその生産物の大なる部分に課せられるものか或は主として比較して租税収入は遙かに小である。従つて内国産の醸酵酒及び蒸溜酒の原料や製造品に対する国内消費税は支出に対する各種の租税 (taxes) の中で遙かに大なる租税収入を生ずるものである。そうしてこの国内消費税の部門は恐らく主として一般国民の支出に帰着するものであると述べているのである。⁽¹⁾ A・スマスは奢侈品を輸入奢侈品と国産奢侈品とに分けて考察し国内消費に向けられる外国産の奢侈品に対する租税 (duties) は中流或はそれ以上の財産を有する人々に帰着し内国産にして国内消費のために用いられる奢侈品に対する租税 (duties) はすべての階級にその支出に応じて公平に帰着すると考へるのである。そうして国産奢侈品としての麦芽に対して課せられるものについて相当に詳細なる説明を行っている。⁽²⁾

A・スマスは下層階級の奢侈的支出に対しては課税してもよいが下層階級の必要的支出に対しては課税してはならないという。即ち下層階級の必要的消費に対して課税するならばその租税 (tax) の最終的負担はすべて上層階級に帰着する。これは年々の生産物の中で小なる方の部分に課税せられるのであってその大なる方の部分に課税せられるのではない。下層階級の必要的消費に対して租税 (tax) を課するときは労働賃金を騰貴させるか又は労働に対する需要を減少させるからである。労働賃金を上昇させればその租税の最終的負担は上層階級に帰着する。労働に対する需要を減少させれば一国の土地及び労働の年々の生産物即ち租税の最終的負担となるところの税源 (source) を減少せしむることになる。その時の状態でその程度に差こそあれ下層階級の必要的消費に対して課税するときは必ず労働賃金を騰貴させる。労働賃金の騰貴はその騰貴部分の最終的負担は必ず上流階級に帰着すると論じているが⁽³⁾このことはA・スマスの抱ける基本的なる理念である。A・スマスの租税についての長く詳細なる論述のなかにおいて一貫して論点の中核をなすものは税源の選択とその転嫁関係即ち最終的負担の帰属関係であった。換言すれば税種と税源の選択が一国社会の年々の生産と再生産を阻害するものであってはならないということであり従って又資本の蓄積を阻害するものであってはならないということであったのである。

A・スマスは麦芽税について詳細なる論述を行いたる後において「現在貧しい労働者及び手工業によって重い租税 (taxes) が負担せられているが上層階級の人々はこの重い租税の免除を受けている。これは確かに最も不正にして不公平である。これは税制改革がなくとも撤廃されなければならないものである。然しながら今日にいたるまで国家収入の増大と国民負担を軽減しなければならぬところの税制の改正をさまざまにきたものは恐らくこの上層階級の利害関係からであった⁽⁴⁾」と結んでいることは注目すべきである。

A・スミスの説明によれば関税及び国内消費税の大部分の如く奢侈品に対する租税 (Taxes) は各種の収入に区別なく課され何等の報償もなくその課税物件たる商品を消費する人によって最終的に負担せられるものである。然しながら各個人の収入に応じて公平に或は比例的に負担せられているのではない。消費の度合は各個人の気質によって異なる。従って浪費する者はこの納税は大であり儉約をする者はこの納税は小である。又未成年者にして大なる財産を有するものは国家の保護によって大なる収入を得ているのであるがその国家の維持に対してはその消費を通じて貢献していない。又一国に収入の源泉をもっており他国に居住している人々はその国の政府を維持するためにその消費を通じて貢献はしていない。⁽⁵⁾ この特別の事態を除けば各個人の負担の不公平は課税せられている商品を消費するか否かは個人の一存によって決めることができるものであり各個人の納税は自由意思にもとずくという事情によって充分補償せられる。従って斯の如き租税 (Taxes) が適当なる商品に対して正当に課税されているところでは他の租税に比較して不平をいはれることが少ないのである。その租税が商人又は製造業者によって前払されている場合にはそれを最終的に負担する消費者はその商品の価格と混同し租税 (Tax) を負担しているということを殆んど忘れてしまうのであるという。かくして下層階級の奢侈的支出に対する租税の正当性とともに主として関税又は国内消費税としての奢侈税の性質を説くのである。A・スミスによれば奢侈品に対する租税 (Taxes) は課税に関する四原則の中ではじめの三原則即ち公平の原則、确实の原則、便宜の原則には合致している。然し第四の原則即ち最少徴税費の原則にはあらゆる点で相反している。即ちこの租税は現実に国庫収入になるものより徴収額が比較して大であるという。A・スミスはかくの如き租税 (Taxes) は如何に賢明なる方法で賦課せられるにしてもその徴収には多数の税関吏、国内消費税官吏を必要とするものであり之等官吏の俸給と

臨時手当とは国民にとつては現実の租税であるが国庫には少しも収入をきたさないものである。⁽⁷⁾ そうして或特定部門の産業に対して必然的に妨害し阻害する。それは常に課税せられる商品の価格を騰貴させるからその限りにおいてその消費を阻止し従つてその生産を阻止する。もしそれが国内で栽培或は製造された商品であるならばその栽培又は製造に使用される労働は減少する。又租税 (tax) によつて価格が騰貴する商品が外国品であるならば国内において生産される同一種類の商品は国内市場において稍有利なる地位を占め国内産業の大部分がその商品の生産に向けられることになる。然し外国商品の価格騰貴が国内産業の特定部門を刺激するとしてもそれは必然的に他の殆んどすべての産業部門を阻止する。従つて消費財に対する租税 (taxes) はすべてかかる租税がない場合に比較してその消費財が国産品であるならばこの課税せられる商品の生産か又はその消費財が外国品であるならば之をかうするために使はれる国産商品の生産において生産的労働の量を減少させる傾向をもっている。尚かくの如き租税は国民の産業の自然的方向を転換する。一般にそれは自然にひとりで赴く進路より不利益なる進路に赴くものである。そうして密輸業者の破滅によつて従来生産的労働維持のために使用せられていたその資本 (capital) は国家収入となり又は収税官吏の収入に吸収され不生産的労働維持のために使用されることになる。従つてこれは社会の一般の資本 (capital) を減少させるものであり又はその資本が維持するであらう筈の有用な産業を減少させるものである。かかる租税は徴税人の検査、臨検のために納税者のうける迷惑或は極めて大であるがかゝる迷惑は費用でないことは明らかであるがそれは費用にも劣らないものであり費用に相当するもので誰しもそれによつてその迷惑を償いたないのであると説明するのである。A・スミスは商品に対する租税 (duties) は時とし販売の都度反覆して徴収せられることがある。消費財に対する租税 (duties) は商人の利潤に対して課す

るものであるという見解によるものである。輸入商又は製造業者の利潤に課税するならば輸入商又は製造業者と消費者との間における中間の購買者の利潤に対しても課税することが公平ということからして必要であると述べているが租税の累積的作用は消費者を圧迫するものであるがこの点についてはふれていない。租税の説明を終るに当って日用必需品に対する重税がオランダにおける製造業を減ぼしてしまつたと再度主張しているのである。⁽⁸⁾

A・スミスによれば一地方より他の地方へ運搬される財貨に課せられる通行税 (duties) は物価に対して不公平なる影響を及ぼすものであるという。即ち財貨の価格に対して不公平に間接的に影響を与へるものがありこの種のものとしてフランスにおいて Pages (通行税) と呼ばれている租税 (duties) がある。これは古のサクソン時代には Duties of Passage (通路税) とよばれており又それは我国の通行税取立道路の通行税 (turnpike tolls) 即ち我国の運河及び可航河川においてその道路又は航海の維持のために課せられた通行税 (tolls) と同じ目的を以て課せられたものであると述べている。これは目的税でありその税質は直接消費税であるが A・スミスの説明によれば通行税は当初は地方又は州の目的に使用するために 地方税 (local duties) 又は州税 (provincial duties) として設定されたものでありその管理は多くの場合それが徴収される特定の都会、教区又は領地に委任せられていた。それはかかる共同体が何等かの方法でその使用について責任を負うものと考へられていたからである。然るに多くの国においては全く責任を負はない元首によって管理せられるようになった。然し元首は多くの場合その租税 (duties) を引上げるけれどもその使用については全く顧みなかつたのである。通行税 (tolls) は最終的には消費者によって負担せられる。通行税の課税標準は財貨の容積又は重量によるのが最も適當であるが消費者が消費するものの価値によらないでその容積又は重量によるときはその支出に比例して課税されないことになる。その

推定価値によって課税せられるときは之は国内関税又は国内消費税となる。それは商業のすべての部門の中でも最も重要な部門である内国商業を妨害するものであると説明している。⁽¹⁰⁾

A・スミスの租税に関する叙述の最終の部分は租税制度の論議にあてられておりイギリスとフランスの租税制度の対比においてすすめられている。イギリス(G. B.)においてはすべての各地方を通じて少数の重要でない例外を除いて統一的なる租税制度がしかれている。従って国内の商業、内陸、沿岸の商業は殆んど完全に自由である。就中内陸商業は殆んど完全に自由である。国内商業の自由は全国的に租税制度の統一された結果であつて恐らくはイギリス(G. B.)の繁栄の主たる原因であると思はれる。即ち各大国はすべてその国の産業の生産物の大部分にとつては必然的に最善にして最も広汎なる市場であるからである。アイルランド及び諸植民地にまでこの租税制度の統一と国内商業の自由が拡張されれば国家の盛大と各地方の繁栄は増大する。⁽¹¹⁾ フランスにおける国王の現実の収入の大部分は八つの源泉からできている。即ち人頭税(taille)、人頭税(capitation)、⁽¹²⁾ 二十分の一税(vingtièmes)、塩税(gabelles)、消費税(aides)、⁽¹³⁾ 関税(traites)、領地収入(domaine)、煙草の租税請負金(farm)である。この中で人頭税(taille)、人頭税(capitation)及び二十分の一税は政府の直接監督指揮下にある行政機構によって徴収されている。その他の塩税、消費税、関税、領地収入、煙草の租税請負金は大部分の州において請負制によって徴収されている。租税は政府の官吏によって直接徴収される方が徴収経費が節約される。⁽¹³⁾ 請負制によるときは遙かに浪費的でありその徴収経費が高くなるものである。フランスにありては各州において各異なる収入法規が設けられており或種の財貨の輸入を防止しもしくはそれに租税(duties)を課するために国境のみならず殆んどすべての各州の境界に極めて多数の徴税官吏を配置しておく必要があるためにこの国の

国内商業に対して少なからず妨害をなしている。⁽¹⁴⁾ 収入法規が多様、複雑であるのはフランスに限られたことではない。ミラノ小公国は六つの州に分たれているがその各州には数種類の消費財について各異なる租税制度がある。これより更に小国のパルマ公領は三つか四つの州に分たれていて同じく各独自の制度をもっている。かくの如き制度のもとでは極めて土壌が肥沃にして氣候が恵まれていない限りその国が貧乏と野蠻との最低の状態に転落するのを防ぐことはできない。⁽¹⁵⁾ フランスの財政はその現状においては三つの極めて明白な改革の予地をのこしているように思はれるとなし人頭税 (taille) と人頭税 (capitation) とを廃止しこの二税の額に等しい追加収入を生ずるように二十分ノ一税を増徴すれば国王の収入を減ずることなく徴税費を極めて軽減することができる。又これ等二種の人頭税によって下層階級の人々が蒙っている迷惑を完全に防止することができる。そうして上層階級の人々もその大部分が現在よりその負担が加重とはならない。ここに二十分ノ一税というのはイギリス (Eng.) の地租 (land-tax) と殆んど同じ種類の租税 (tax) である。本来人頭税 (taille) の負担は終局的には土地の所有者に帰着する。また人頭税 (capitation) の大部分は人頭税 (taille) を納付する人を対象としてこの人頭税 (taille) 一ポンドに付幾許という税率で賦課せられるのであるからこれが最終的負担は土地所有者に帰着することになる。従ってこれ等の二税を廃止しこれと同額の追加収入を得るよう二十分ノ一税を増率しても上層階級の人々の負担が現在より大となることはない。然し人頭税 (taille) は各個人の土地及び借地人に対して賦課されている状況が極めて不公平であるから個人の利害及び反対があつて改革の妨げとなる。次に塩税 (gabelle)、消費税 (aides)、関税 (traites)、煙草税 (taxes upon tobacco) 各種の関税 (customs) 及び国内消費税 (excise) を各地方を通じ全国的に統一すれば徴税費は少なくなる。そうして国内の商業はイギリス (Eng.) と同様に自由になる。最後にフランス

におけるすべての租税 (taxes) を政府の直接監督、指揮する行政機構によって徴収することにすれば租税請負人がとっている過大なる利潤は国家の収入に追加されることになる。これ等に対しても先におとらず個人の私的利害による反対は有効であるように思はれると述べている。⁽¹⁶⁾

A・スミスは租税の徴収制度として直接徴収、租税請負、請負専売の三者を比較検討している。消費財に対する租税 (taxes) は政府が任命し政府に対して直接責任をもつ官吏によって構成せられる行政機構によって徴収することができる。これは租税収入額の年々の変化に応じて政府の収入も年々変化するものである。又租税の徴収を一定の賃料を支払い之を請負はせることができる。この租税請負人は租税を徴収するために自己の税吏を任命することが認められている。この税吏は租税請負人の直接の監督に服し租税請負人に対して直接責任を負うものであり法律が命ずる方法によって租税を徴収しなければならない。租税請負人は約定賃料、税吏の俸給、行政上の費用全額を支払うに必要なもの、前払い分、危険負担、手数、複雑なる徴税事務に必要な知識と技能に応じた一定の利潤を租税収入の中から差引くことになる。租税請負人が組織しているものと同様の種類の行政機構を政府は直接監督のもとに樹立するならば過大なる額に達している租税請負人の利潤を節約することができる。租税の請負制度は租税徴収の方法として最善にして徴収費のかからない方法ではない。国家収入の相当の部分を一定の賃料を支払って請負うには極めて大なる資本 (capital) と極めて大なる信用 (credit) が必要である。このことだけでも競争を極めて少数の人に限定するに充分であるがこの資本又は信用をもっている少数の人の中で之に必要なる知識及び経験を有するものは尚一層少数となる。この競争者となる条件をもっている極めて少数の人々は相互に団結して協同者になり競争者とならず租税の請負が競売に附されるとき賃料は低くとも実際の価値より

遙かに低い額で落札することが利益であると考へるのであるがこれもその競争を制限する一つの事情である。国家収入が一定の賃料で請負制になっている国においては租税請負人は一般に最も富裕なる人々である。その富だけでなく一般の憤激をきたすに充分であるがその一身上の地位に伴う虚栄心即ち一般にその富を誇示することは尚一層その憤激をきたすことになる。国家収入の租税請負人は租税の徴収は苛酷である。納税者は租税請負人の臣民ではないので容赦はない。租税請負人は残虐なる収入法規を要求することになるが租税の徴収が元首の直接監督下にある国家においては収入法規は寛大である。元首及びその家族の永遠の栄光は国民の繁栄に依存していることを知っており又元首は一時的利益のためにその繁栄を破壊することは意識的には行はないのである。租税請負人は之と異りその栄光は国民の没落の結果であって国民の繁栄の成果ではない。租税 (taxes) は一定の賃料を支払ってその徴収を請負はせることもあるが更にその請負人が課税せられる商品の専売権をもつこともある。フランスにおける煙草と塩にかけられる租税 (duties)⁽¹⁷⁾ はこの方法によって徴収せられている。この方法によると租税請負人は租税請負人としての利潤及び独占者としての過大なる利潤を国民に負担させることになるのである。煙草は奢侈品であるから如何なる人にとっても買うか買はないかは各自自由であるが塩は必需品であるから如何なる人と雖もその一定量を租税請負人から買はなければならぬ。即ち各人がその一定量を租税請負人から買はなければ密輸業者から買うものと推測されるからである。この二つの商品に対する租税 (taxes) は過大なるものであったと述べている。⁽¹⁸⁾

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 838.

「一七七五年七月五日に終る会計年度におけるこの部門の国内消費の総収入額は三三四万一千八百七ポンド九シリン

と思はれる。少くとも大麦の需要を減少させるものでなければ大麦を生産する土地の地代及び利潤を減少させるものではない。大麦の消費が減少しないならば大麦を生産する土地の地代及び利潤は減少しない。即ち独占がないからである。土地の生産物の平時の価格が独占価格であるならばそれに対する租税 (tax) は必然的にそれを産出する土地の地代及び利潤を減少させる。従って租税の負担はすべて地代及び利潤に帰着する。尚適切にいへばその地代に帰着する。独占業者の利得はあらゆる課税対象の中で最も適当なる課税物件である。大麦の平時の価格は独占価格ではない。大麦を生産する土地の地代及び利潤は肥沃、耕作の同等の他のそれに比較して自然的比率以上に高くはない。麦芽、ビール及びエールに各種の租税 (taxes) が課せられてきたが大麦の価格を引下げることにはなかった。従って大麦を生産する土地の地代及び利潤を引下げたことはなかった。醸造業者にとって麦芽の価格はそれに課せられた租税 (taxes) に比例して上昇した。又之等の租税 (taxes) はビールやエールに対する各種の租税 (duties) とともに価格を引上げるか又は消費者に対してそれ等の商品の品質を低下させたのである。即ち之等の租税 (taxes) の最終的負担は消費者に帰着し生産者に帰着していたのではなかったのである。(Adam Smith, *ibidem*, pp. 839—844)

(3) Adam Smith, *ibidem*, p. 839.

(4) Adam Smith, *ibidem*, pp. 844—845

(5) 収入の源泉のある国がアイルランドの場合の如く地租 (land tax) もなく動産又は不動産の移転に課せられる租税 (duty) もないとすればその国の政府の保護によって他国に居住する者は大きな収入を得ているにもかかわらずその政府の維持に対して少しも納税しないのである。何等かの点で一国の政府が他国の政府に従属し依存しているときはこの不公平は最も大となる。蓋し従属国で大なる財産 (property) を所有している人々は支配国に居住しようとするからである。アイルランドは確かにこの情況である。従って在外居住者に租税 (tax) を課する提案は人気があるのは不思議ではない。然しその税種、在外居住の程度、その租税 (tax) の始期、終期を決定することは困難である。

(Adam Smith, *ibidem*, p. 846.)

(6) Adam Smith, *ibidem*, pp. 846—847.

(7) イギリス (B.G.) においては他国に比してこの費用は少ない方である。一七七五年七月五日に終る会計年度においてはイギリス (Eng.) における消費税委員会の管轄下の各種の租税 (duties) の総収入は五五〇万七三〇八ポンド一八

シリングハベンス四分の一であった。[Ed. I reads "35, 479, 695 7s. 10 d."] (水田洋訳 スミス「国富論」 下) 世界の
大思想 15 三〇三頁) そうしてこの徴収には経費が五パーセント半を殆んど超へていなかった。然しながらこの総収
入から国外消費税を課せられる財貨の輸出に対する奨励金と租税の還付金とを差引くと純収入は五〇〇万ポンド以下
に減少するであろう。「この年の純収入は一切の経費と給与を差引いて四九七万五六五二万ポンド一九シリング六ペ
ンスであった。国内消費税の一種であるが管轄を異にする塩税 (salt duty) の徴収費は遙かに多いのである。又関税
の純収入は二五〇万ポンドに達していないがその徴収費は官吏の俸給その他の経費を合せて一〇パーセント以上にな
る。税関吏の臨時手当はいずれでも俸給より大きく若干の港では俸給の二倍又は三倍である。従って官吏の俸給及び
その他の経費が関税の一〇パーセント以上になるならばその収入を徴収する全経費は俸給と臨時手当を合せて二〇又
は三〇パーセント以上になる。内国消費税官吏には臨時手当は殆んどないか又は全然ない。これはこの種の収入部門
の行政が極めて最近設けられたものであるから設立されてから長期間に亘っているでその間に多くの弊害ができて
それを公認してきた関税行政に比較して一般に腐敗が少ないからである。現在麦芽と麦芽飲料とに課せられている各種
の租税 (duties) より徴収されている収入全体の麦芽のみに負担させることにすれば消費税の年々経費において五万
ポンド以上が節約されることになるであろう。そうして関税の対象となる財貨を数種に限定し国内消費税法にしたが
って徴収すれば年々の関税経費において更に多くの節約をなすことができる。 (Adam Smith, *ibidem*, pp. 847—848)

(8) Adam Smith, *ibidem*, pp. 846—851.

(9) Adam Smith, *ibidem*, pp. 826—827 & p. 857. 拙稿 A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税

理論の展開 V—古典学派における財政思想 Ⅱ—(立命館経済学 第一六卷 第一号) 十五 註 (13)

(10) Adam Smith, *ibidem*, p. 845.

「若干の小国においては一外国から他の外国へ陸路又は海路のいずれによってもその国の領土を横切って運搬せら
れる財貨に対してこれ等の通行税 (passage duties) と同様の租税 (duties) が課せられている。それはある国において
は通過税 (transit duties) と呼ばれている。ポー河又はそれに流れ込む河の沿岸に位置するイタリーの小国のなかのあ
るものはこの種の租税 (duties) からいくらか収入を得ている。これは全く外国人の負担するところであり恐らく一國
が自国の産業又は商業を少しも妨害しないで他国の臣民に課することのできる唯一の租税 (duties) である。世界にお

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開 VI (箕浦)

つて最も重要な通過税 (transit-duties) はデンマークの国王がサウンド海峡 (the Sound) を通過するすべての商船に
 対して賦課してゐたのである。』 (Adam Smith, *ibidem*, pp. 845—846.)

- (11) Adam Smith, *ibidem*, p. 851.
 (12) 拙稿 A・スミス D・リカドオ J・S・ミルにおける租税理論の展開 IV——古典学派における財政思想 (三) (立
 命館経済学 第一五卷 第五・六号) 十 註 (18)
 (13) Adam Smith, *ibidem*, p. 855.
 (14) Adam Smith, *ibidem*, p. 852.
 (15) Adam Smith, *ibidem*, p. 853.
 (16) Adam Smith, *ibidem*, pp. 855-856.
 (17) [Ed. I reads "the taxes."]
 (18) Adam Smith, *ibidem*, pp. 853-855.

「従つて多くの人々にとっては密売員に対する誘惑が抵抗しがたいものとなるが一方においては法律が苛酷であり
 租税請負人の使用する税吏は警戒しているのでこの誘惑にまけた者は殆んど確実に破滅をきたすのである。塩及び煙
 草の密売は年々数百人の人々をガレー船漕ぎの刑に処せられており尙相当数の人が絞首台に送られている。この方法
 で徴収される租税 (taxes) は政府に対して相当に巨額なる収入をもたらしている。一七六七年における煙草の租税請
 負は年額二二五万一二七八リブルであった。塩の租税請負は三六四万九千二四〇四リブルであった。この租税請
 負は両者とも一七六八年に始まりそれより六年間つづいたのである。国民の膏血を君主の収入に比較して何とも思は
 ない人々が恐らく此徴収方法を認可し得るのである。塩及び煙草に対する同様の租税 (taxes) と専売とは他の多く
 の国々においても設けられていた。特にオーストリア及びプロシアの領土において又イタリーの大部分の諸国におい
 て行はれてゐた。 (Adam Smith, *ibidem*, p. 855)

* ガレー船とは中世の頃主として地中海に航行したる大型船舶にして単甲板にして帆と多数の櫂を有し之を主として
 奴隷、罪人に漕がせたものであるがフランス、スペイン等の地中海沿岸諸国においては刑罰の一形式としてこのガレ
 ー船漕が行はれた。

A・スミスの説明によれば「関税 (duties of customs) の施行せられたのは国内消費税 (excise)⁽¹⁾ よりも遙かに古いのである。これが慣習 (customs) とよばれているのはそれがいつの頃からかわからない程古い時代から行はれてきたところの習慣的支払 (customary payment) を表はすためであったように思はれる。それは最初は商人の利潤に対する租税 (taxes) であると考へられていたようである。封建的にして無秩序なる状態の未開の時代においては商人は他の自治都市の住民のすべてと同じく解放されたる農奴とあまり変りはないものと考へられていてその人格は軽蔑されておりその利益金は羨しく思はれていたのである。大貴族はその小作人の得たる利潤に対して国王が貢納税 (tallage)⁽²⁾ を課することに同意したくらいであるから況て貴族の利益を保護することのない階層の人々の利益に対しても同じく国王が貢納税 (tallage) を課することに躊躇しなかつたのである。かくの如き無知なる時代においては商人の利潤が直接に課税し得ない対象であることは理解されなかつたのである。即ちかくの如き租税 (taxes) のすべての最終的負担が相当の追加的負担を加へて消費者に帰着するものであるということは理解されなかつたのである⁽³⁾」と述べ関税の沿革について明にしている。A・スミスはイギリス (G.B.) における生活必需品に対する主たる租税 (taxes) は塩、鞣革、石鹼、ろうそくに對するものであるが国内消費税 (duties of excise) はこの塩、鞣革、石鹼、ろうそくの四種の商品に對する租税 (duties) を除けば奢侈品に對する租税 (duty) であるが生活必需品に對する消費税は生活資料の価格を騰貴せしめその結果労働賃金を騰貴させること

になるが他の方法では容易に達成することのできないところの大なる国家収入を獲得することができる。従ってこの意味ではかくの如き消費税を存続させる理由がある。穀物の輸出に対する奨励金（Dounty）は耕作の現状ではこの必需品の価格を騰貴させる傾向を有する限り必需品税と同じ弊害を有するものである。しかのみならず何等国家収入をあげ得ないのみか極めて大なる国家支出をまねくことが多いのである。外国産の穀物の輸入に対する高率関税は少々の豊作の年においても輸入の禁止を意味している。その関税と生きた家畜又は塩漬食料品の輸入の絶対的禁止は生活必需品税（Esses）における弊害を有している。そうして国家収入をあげることができないと論じている。⁽⁴⁾ 国内消費税とともに関税が消費税の重要な部分を占めているが関税は商人の利潤に対する租税（taxes）であるとその当初においては考へられていた。それが外国商人に課せられるようになり外国商人に対しては重税が課せられていた。そうして関税はあらゆる種類の財貨に対して輸入輸出を問はず課せられたとなし旧来の関税の形態とその方法について説明をなしそうして重商主義（mercantile system）のもとにおいては関税の目的は国家収入の獲得ということから国内産業の調整ということに主たる目的が変化した。その結果として多くの輸出税が廃止され多くの商品の輸入が禁止された。従って国家の関税収入は減少したと説明している。⁽⁵⁾ 即ち「重商主義は大多数の国民の収入にとってその国の土地及び労働の年々の生産物に対しては決して有利ではなかった。⁽⁶⁾ それは少くともその収入が関税に依存している限り元首の収入に対しても決して有利であったとは思はれないのである。この重商主義の結果は多くの種類の財貨の輸入が全く禁止された。この輸入禁止はこれ等の商品の輸入を全く阻止するときも又極めて減少せしめるときもあり輸入業者は密輸入の必要に迫られるのである。この禁止は外国製の羊毛の輸入を全く阻止され又外国製の絹織物及びビロウドの輸入が非常に減少した。この両

者はその輸入によって課徴せられるところの関税収入を全く消滅させたのである。多くの異なる種類の外国製品に対してはイギリス(G. C.)におけるその消費を抑圧するためにその輸入に対して高率関税が課せられたのであるが多くの場合これは密輸入を奨励するのに役立つただけでありそうしてすべての場合において関税収入は関税が軽減されたならば得られたであろうより減少したのである。スウィフト(Dr. Swift)は関税の算術においては二に二を加へると四とはならないで屢々単に一になるのみであるといっている。⁽⁷⁾これはかくの如き重税に対しては全く真理である。即ちそれは重商主義が多くの場合において収入の手段ではなくして独占の手段として課税されるということを教へなかつたならば決して課税されるということはあり得なかつたものである⁽⁸⁾と論じている。A・スミスは関税における重商主義政策に対しては賛意を表していない。寧ろ批判的であり否定的である。そしてA・スミスは国内の生産物及び製造品の輸出に対して与へられる奨励金及び大部分の外国製品の再輸出に対して支払はれる租税の還付は多くは詐欺の誘因となり国家収入に対しては他に比して遙かに有害なる一種の密輸入の誘因となつたとなしこの奨励金、租税の還付及びその管理費は関税収入の大なる負担となつた⁽⁹⁾。かくしてA・スミスは関税の有する欠陥として奨励金、還付金、管理費の支出が巨額に達することになり関税の課税対象については若干の例外はあるにしてもその例外は少なくすべての輸入財貨に或程度の関税が課せられている。従つて関税の種類が多いために明白、精密、区別が判然としていない。この点では関税は国内消費税に遙かにおとるといふ⁽¹⁰⁾。そしてA・スミスは「いかなる社会においても社会の大部分の成員をして各個人の支出に比例して国家収入に寄与せしむるためにはその支出の対象たる物品の各々に租税を課する必要はないと考へられるのである。国内消費税によつて徴収されるところの租税収入は関税によつて徴収されるものに比較してその納税者の

負担は同じ程度に平等であると考へられる。それでも国内消費税は最も一般的に使用せられ又は消費せられている少数の物品に対してのみ課税せられるにすぎないのである。関税においても同じく管理の方法が適當であれば少数の品目のみに限定しても国家収入を減少せしむることなく外国貿易においても大いに有益であるというのが多くの人々の意見となつている⁽¹¹⁾と述べ関税の課税対象の整理については賛意を表はしていると考へられるのである。そうして現在外国の製造品に課せられている租税 (taxes) は大部分は国家収入を獲得することを目的とするものではなく独占を目的としている。即ち我国の商人をして国内市場において利益を与へることを目的として課せられているのである。従つてすべての禁止を撤廃しても又すべての外国の製造品に対して経験から明らかになつてゐるやうに各品目ごとに最大の国家収入が獲得せられるやうな適度な租税 (taxes) を課するとしてもそれでも尚我国の労働者が国内市場において相当の利益をあげ得るであらう。そうして又多くの物品についてその中の若干は現在全く国家収入を提供していない。又その中の若干は国家収入を提供しているがそれは僅かである⁽¹²⁾と見るに足らないものであるが之等の物品が極めて大なる収入を提供することになるであらうといふ。因に中世における関税はすべて財政収入を目的としていた。そうして産業政策の目的のためには輸出入の禁止という方法がとられたのである。保護関税が用いられはじめたのは各国の産業の発達に遅速が發生し資本主義の立後れた国が自国の国内市場を保護する目的を以て高率関税を課するようになってからであるが財政関税より保護関税への移行過程については區別を画することはできない。保護関税は重商主義の一発見であり重商主義によつてその理論的根拠が与へられようとしたがそれはD・ヒニム (David Hume 1711—1776) 及びA・スミスによつて鋭く批判せられるところとなつた。保育的保護関税はJ・B・セイ (Jean-Baptiste Say 1767—1832) によつて

認められ J・S・ミルによつても一般的自由貿易における例外として認められているが保護関税における真に科学的なる理論を樹立したるは F・リスト (Friedrich List 1789—1846) の育成関税論であるが F・リストの所論の特色は保護関税を以て自由貿易に到達すべき過程であるとなすことである。⁽¹³⁾ 保護関税の目的は内地産業の保護といふことであるが一般には財政関税としての性格即ち国家収入の源泉をなすことである。然し保護関税と財政関税とは兩立を許されない。保護の実施を完全に行うため禁止の高率関税を施行すれば輸入が減少するか又は杜絶する。従つて関税収入も杜絶することになる。多額の財政収入の獲得を目的として多量の輸入を画して低率関税を実施すれば保護の目的は達することはできない。A・スミスは高率税 (high taxes) はときには課税せられた商品の消費を減少させる。又ときには密輸入を奨励することになる。従つて低率税 (moderate taxes) によつて得られる収入よりも少ない収入しか得られないことがある。収入の減少が消費の減少の結果によるものであればその租税を軽減することが唯一の救済策である。収入の減少が密輸入の奨励の結果であるならば密輸入の誘惑を少なくするか或は密輸入の困難を増加するかの二つの救済策がある。密輸入に対する誘惑は租税を軽減する以外にそれを少なくすることはできない。又密輸入の困難を増加することに対しては密輸入を阻止するのに最も適当な行政組織を樹立することのみである。国内消費税法は関税法よりも遙かに効果的に密輸入活動を妨害し阻止しているといふことは経験によつて明らかである。この異なる租税 (duties) の特質が許す範囲において国内消費税の組織と同じ関税組織を用いるならば密輸入の困難は大いに増加すると思ふ。この組織の変更は極めて容易であると一般の人は考へていふとなし関税の対象を限定して少数の物品にのみ課税することにすれば所謂保税倉庫の制度 (system of excise supervision of stores) を創設することができる⁽¹⁴⁾のである。

A・スミスは保税倉庫制度の管理によって極めて高率なる関税のもとにおいてさへ密輸が或程度防止し得るようになるならばそうしてあらゆる関税が最大の国家収入を獲得し得るよう各関税の上下を調整し得られるようになるならば課税は常に収入の手段であつて独占の手段ではないのである。少くとも現在の関税収入と同じ程度の収入は極めて少数の種類の一般的に使用及び消費される財貨の輸入品に対する関税から獲得することができると思はれる。かくして関税は單純性、確定性、正確性について国内消費税と同じ程度になつてくるであろう。現在外国産財貨の再輸出についてそれは後に再び陸上げされて国内において消費されているものに対する租税の還付はこの制度にすれば全く節約せられるであろう。この租税の還付は相當の額であるが国内生産物に対するすべての奨励金即ち事実上予て前払せられたる国内消費税の還付に該當しない奨励金が廃止されるならば関税の純収入は従来と全く等しいということ疑ふことはできないとなし保税倉庫制度は国家収入を減少せしむることなく單純化することができる。そうしてこのような制度に変更することによつて国家収入が少しも減少しないとすればその国の貿易及び製造業は必ず極めて大なる利益を受けるであろう。商品の数においては租税が課せられていないものが遙かに多いのであるがこの租税の課せられていない商品の貿易は完全に自由になり世界のいたるところに対して行はれあらゆる利益を得ることができるようになるという。¹⁵⁾ そうしてその商品の中にはすべての生活必需品と製造業におけるすべての原料とが含まれている。生活必需品の自由なる輸入は国内市場の必需品の平均貨幣価格を引下げる限りにおいては労働の實質的報酬を少しも下げることなくして労働の貨幣価格を引下げる。即ち貨幣の価値はそれが購買し得るところの生活必需品の量に比例しているのに生活必需品の価値はそれを交換し得る貨幣の量とは全く無関係であるからである。労働の貨幣価格が下落すれば必然的にすべての国内製造品の価

格も比例的に下落する。従つて国内製造品はすべての外国市場においていくらか有利になるといふ⁽¹⁶⁾。そうして A・スミスはすべての生活必需品と製造品原料が課税対象とならなければそのものの国内価格は低下し労働賃金も低下をきたすことになる。従つて製造品価格が低下する。この結果として輸出は増加することになる。然しながらこのことのみにては関税収入は減少することになると考へられる。従つて A・スミスは租税収入総額を最大にするためにはすべての外国製造品に対してその輸入税を禁止関税とせず消費量を減少させざる程度に調整すればよいと考へるのである。

A・スミスは外国製葡萄酒、コーヒー、チョコレート、茶、砂糖等の国内消費のために輸入せられる外国製奢侈品に対する租税 (duties) は時としては貧乏人の負担となることがあるとしても主として中流あるいは中流以上の財産 (fortune) を有する人々の負担となるものである。国内消費のためのもつと安い国産の奢侈品に対する租税 (duties) はすべての階層の人々に各人の支出に比例してかなり公平に帰着するものである。貧乏人は麦芽、ホップ、ビール、エールに対する租税 (duties) をその消費に応じて負担しており富裕な人々はそれを自身の消費とその使用人の消費に応じて負担していると述べている。⁽¹⁷⁾

(1) excise, excise duty, duty of excise は酒、煙草等の生産、消費に対して課する物品税或は娯楽、營業に対する免許税をいう。国内の生産物に対して課する消費税にして関税に相對する消費税をいう。A・スミスの説明によれば duties of excise は主として国内において生産され国内において消費される財貨に課せられる。イギリス (Brit.) においては極めて一般的に使用されている少数の財貨に対して課せられている。これ等の租税 (duties) の対象となる財貨についても又各種の財貨に課せられる特定の租税 (duty) に関しても疑問となるところは全くあり得ないのである。塩、石けん、鞆革及びろうそくに対する租税 (duty) とその他青色ガラスに対して課せられるものを除けば私が奢侈品*

と呼ぶものに対して課せられているのであるという。(Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 829.)

* 拙稿「A・スミスD・リカードオJ・S・ミルにおける租税理論の展開 V」——古典学派における財政思想 (四)

——(立命館経済学 第一六卷 第一号) 十五 及びその註(15)

(2) 「talage」は小作税、貢税、貢納、貢納税といはれ十四世紀頃荘園において地主が自由民にあらざる小作人に課したる貢納より発展している。

(3) Adam Smith, *ibidem*, pp. 829-830.

A・スミスはその当時のイギリスにおいては「外国人である商人の利得はイギリス人である商人の利得よりも遙かに不利なる取扱をうけたのである。従つて外国人商人の利得はイギリス人商人の利得よりも更に重い租税が課せられたことは当然であつた。(Adam Smith, *ibidem* [Above, pp. 431, 461.]) 外国人である商人に対する租税(「duties」とイギリス人たる商人に対して国内市場及び外国市場の双方において利益を与へるために久しく継続せられたのである。古来の関税はこの区別を用いてあらゆる種類の財貨に、生活必需品にも奢侈品にも輸出せられる財貨にも輸入せられる財貨にも等しく課税せられたのである。或種類の財貨を販売するものが他の種類の財貨を販売するものより如何なる理由で恩恵をうけなければならぬのか、即ち輸出商人が輸入商人より如何なる理由で恩恵をうけなければならぬのかと考へられてきたように思はれる」(Adam Smith, *ibidem*, p. 830.)と述べている。

(4) Adam Smith, *ibidem*, pp. 825-826.

「この家畜や塩漬食料品の輸入の絶対的禁止は通常の法律状態でも行なはれている。又それ等が不足するために現在ではアイルランド及びイギリス(Brit.)の植民地からの輸入に関しては一定期間停止されている。かくの如き規定を廃止させるために必要なことはこれ等の諸規定を生ぜしめた制度の無益なることを一般社会に納得させることにあらざればならぬ」(Adam Smith, *ibidem*, p. 826.)

(5) Adam Smith, *ibidem*, pp. 830-832.

「古来の関税は三つの部門に分けられていた。第一は羊毛及び鞣革に対する租税である。これは恐らく関税の中で最も古いものと思はれるがそれは主として或は全く輸出税(exportation duty)であつたと思はれる。毛織物製造業が

イギリス (Eng.) においても開業されてくる毛織物の輸出によって国王は羊毛に課せられた関税の一部を失なうのをおそれて毛織物に対しても同様の租税 (duty) を課したのである。その他の二つの部門の中で第一は葡萄酒に対する租税 (duty) でありそれは「トン」につき如何程というように課税されるので「トン税 (tonnage)」と呼ばれたのである。第二は他のすべての財貨に対する租税 (duty) にしてその推定価値の一ポンドにつき如何程というように課税されたので「ポンド税 (poundage)」と呼ばれたのである。

エドワード三世 (Edward III) の第四七年においては一ポンドにつき六ペンスの租税 (duty) が羊毛、羊皮革、鞣革及び葡萄酒を除外してすべての輸出品や輸入品に課せられたのである。これ等除外された財貨には特別の租税 (duty) の対象をなしていたのである。リチャード二世 (Richard II) の第一四年にはこの租税 (duty) は一ポンドにつき一シリングに引上げられた。三年後には再び六ペンスに引戻された。それはヘンリー四世 (Henry IV) の第二年には八ペンスに引上げられた。同王の第四年には一シリングに引上げられたのである。此時からウィリアム三世 (William III) の第九年に至るまではこの租税 (duty) は一ポンドにつき一シリングが継続して課せられていた。そのトン税及びポンド税は一般には同一の議会法によって国王に納められたからそれはトン税及びポンドに属する Subsidy といはれたのである。ポンド税に属する Subsidy は一ポンドにつき一シリング即ち五パーセントが極めて長期に亘つて継続したので関税用語としては Subsidy とどうときはこの種の五パーセントの一般税 (general duty) を意味するものとなつてきた。現在 Old Subsidy と呼ばれているこの subsidy は今も尚チャールズ二世 (Charles II) の第一二年に制定せられた税率表に従つて徴収せられることが続いている。この租税 (duty) が課せられる財貨の価値を税率表によつて確定する方法はジェームス一世 (James I) の時代よりも古くといはれている。[Gilbert, *Treatise on the Court of Exchequer*, 1758, p. 224. には一五八六年に印刷した税率表 (Book of Rates) を記載して] Dwell, *History of Taxation and Taxes*, 1884, vol. i., pp. 146, 165. はこの制度の発端を一五五八年の直後として] ウィリアム三世の第九年及び第一〇年に賦課せられた新しい subsidy は大部分の財貨に対する五パーセントの附加税 (additional) であつた。[法律第二三三号] の三分の一 subsidy 及び三分の二 subsidy ができ [アン女王第二年及び第三年法律 第九号、アン女王第三年及び第四年法律 第五号] その間に他の五パーセントができた。一七四七年の subsidy [21 Geo. II, c. 2] は大部分の財貨に課せられる第四の五パーセントとなつた。一七五九年のそれは或特定の種類の財貨に対して第五の五パーセント A. スミス D. リカアド J. S. ミルにおける租税理論の展開 VI (箕浦) 二三 (二三)

ントとなった。〔32 Geo. II, c. 10 煙草、リンネル、砂糖及びその他の食料品、乾葡萄、東印度品(コーヒー及び生糸を除く)、ブランドイ及びその他の酒(植民地のラムを除く)及び紙を除く。〕之等五つの *subsidy* の外に特定の種類の財貨に対して極めて多様な他の租税 (*duties*) が往々にして課せられてきたのである。それは往々にして国家の危急を救うためであり又往々にして重商主義 (*mercantile system*) の原理にもとづいて国家の貿易を調整するためであった。重商主義は漸次に益々その風潮をなしてきたのである。old *subsidy* は輸出にも輸入と同じく区別することなく課せられた。その後につづいた四つの *subsidy* 及び特定の財貨に随時に課せられるようになった他の租税 (*duties*) は僅かの例外を除いていずれも輸入のみに課せられるようになった。そうして国内の生産物及び製造品の輸出に対して課せられていた旧来の租税 (*duties*) の大部分は軽減せられ或は廃止せられたのであるが多くの場合において全廢せられた。それ等の或財貨の輸出に対しては奨励金さへ与へられるようになった。又外国品の輸入に対して支払はれた租税 (*duties*) も或場合には全額多くの場合においてはその一部分がそれ等の財貨の輸出に対して還付せられることになった。old *subsidy* によって輸入に対して課せられる租税 (*duties*) はその再輸出に際して僅かに半額しか還付されなかった。然しその後の *subsidy* 及びその他の租税 (*imposts*) によって課せられるものはその全額が大部分の財貨に対して同じ方法で還付されるのである。〔(Adam Smith, *ibidem*,) Above, pp. 466, 467, この一節より後で書き入れられたものである。〕この増大する輸出の奨励と輸入の抑制とは主として若干の製造業の原料である僅かの例外のみを許容してきたのである。我国の商人及び製造業者にはできる限り安価にその商敵及び競争者にはできるだけ高価になることを希望したからである。このために外国の原料でも場合によっては免税にて輸入が許されたのである。例へばスペインの羊毛、亜麻、亜麻原糸である。国内生産物の原料及び我国の植民地の特産物 (*particular produce*) (第一版より第三版には *peculiar* となつており *particular* は恐らく誤りである) の原料の輸出は時として禁止され時としては重税が課せられた。イギリスの羊毛の輸出は禁止された。〔(Adam Smith, *ibidem*,) Above, pp. 612-616.〕海狸の皮、海狸の毛及びセネガルの輸出には重税が課せられた。〔(Adam Smith, *ibidem*,) Above, pp. 622, 623.〕イギリス (G. B.) はカナダ及びセネガルの征服によってこれ等の商品を殆んど独占していたのである。〔(Adam Smith, *ibidem*, pp. 830-832)〕

△1▽ 拙稿「A・スミス J・S・ミルにおける国家経費に関する理論の展開」——古典学派における財政思想—

△2) 〆〆には「by the latter」となつてゐる。[Ed. I reads, more intelligibly, "later" の不適當なる變化の他の例は八八四頁以下にも存在する。]

(6) このことは「この研究の第四編で示そうと努めたところであつた。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 832)

(7) 「スワイフトは無名の関税監督官の言としてゐる。『私が数年前ロンドンにおける関税監督官より聞き及んだ一つの秘密をもらすであらう。即ち或商品に対して高率なる租税が課せられるとその結果はその部門の収入を半減させることとなる。』そうしてその一人はかくの如き場合議会の誤りは二に二を加えて四になるといふことにある。租税(imposition)を課するといふ事務においては二に二を加えると決して一より多くはならないのである。即ち輸入が減少しそうして少くともこの王国においては高率関税を支払うかくの如き財貨の密輸入に対する強い誘惑が生じてるのであると愉快に語つた。』——「Answer to a Paper Called a Memorial of the Poor Inhabitants, Traders and Labourers of the Kingdom of Ireland」(in Works, ed. Scott, 2nd ed., 1883, vol. vii, pp. 165-166 その言はスワイフトからコトワムに於てその著 Hume, *Essay on the Balance of Trade*, 第二版, p. 474 に引用せられてゐる。)(Adam Smith, *ibidem*, pp. 832-833.)

(8) Adam Smith, *ibidem*, pp. 832-833.

(9) Adam Smith, *ibidem*, p. 833.

「この奨励金又は租税の還付(drawback)を得んがために財貨は往々にして船に積み込まれて海上に送り出される。そうして後間もなくその国のいづれかの海岸にひそかに陸上されるといふことが行はれてゐることは周知の如くである。奨励金と租税の還付によって失はれるところの関税収入の額は極めて大なるものでありこの大部分は詐欺によつて獲得せられるのである。一七五五年一月五日に終る会計年度における関税の総収入額は五、〇六八、〇〇〇ポンドにのぼるのであるがこの収入から支払はれた奨励金は一六七、八〇〇ポンドにのぼつたのである。この年には穀物に対する奨励金はなかつたのであるが還付証明書や輸出認可証に対して支払はれる還付金は二、一五六、八〇〇ポンドの額にのぼつた。奨励金と還付金を合計すると二、三二四、六〇〇ポンドの額になる。之等の控除の結果は関税収入

は二、七四三、四〇〇ポンドにしかならない。この中から俸給その他の附帯事件の管理費として二八七、九〇〇ポンドを控除するとその年度の関税の純収入は二、四五五、五〇〇ポンドとなる。これによれば管理費は関税の総収入に対して五乃至六パーセントに当り又奨励金及び還付金として支払はれた額を控除した残りの収入に対しては一〇パーセント以上のものになる。すべての輸入財貨の重税が課せられているので我國の輸入商人はできるだけ密輸入を多くして輸入量をできるだけ少なくして通関手続をする。又之に反して輸出商人は輸出货量以上に通関手続をする。これは虚栄に過ぎる場合もあり租税(duty)を支払はない財貨で大商人と思はれたためであり又奨励金や還付金を得たためである。これ等詐欺の結果として我國の輸出は税関の帳簿上では輸入を遙かに超えているように思はれる。これは所謂貿易の收支の均衡によって国民の繁栄をはかる政治家にとつてはいはれない慰安である。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 833)

(9) Adam Smith, *ibidem*, pp. 833-834.

関税は一般に各種の輸入せられる財貨が記載されている関税税率表によって課せられるのであるが、「この関税税率表に記載されていない種類の財貨が輸入されるときには輸入業者の宣誓に従つて各二〇シリングのポンド税に当るのでリング九ペンス二〇分の九の租税が課せられた。即ちそれは殆んど五種の *subsidy* 又は五種のポンド税に当るのである。」(Saxby, *British Customs*, p. 266.) 関税の税率表は極めて包括的であり非常に多種類の財貨を列挙しているのであるがその多くは殆んど使用されておらず従つてよく知られていないものである。従つて特定の種類の財貨が如何なる品目に分類せらるべきか又その財貨が如何なる関税を支払うべきか判然としないことが多いのである。これに伴う誤謬から税関の官吏を破滅させることが往々にしてある。そうして輸入業者に多大なる手数、出費及び当惑を来たすことがある。従つて明白、精密、区別が判然としていふことでは関税は国内消費税に比して遙かにおとるものである。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 834.)

(11) Adam Smith, *ibidem*, p. 834.

「イギリス(G.B.)において最も一般的に使用されている外国品は現在では主として外国産の葡萄酒及びブランデーであり又砂糖、ラム、煙草、カカオの実のようなアメリカと西インドの若干の物産更に茶、コーヒー、陶器、各種香料、数種の織物など東インドの若干の物産であるように思はれる。これ等多数の物品が現在においては関税収入の

大部分である。」(Adam Smith, *ibidem*, p. 834.)

(12) Adam Smith, *ibidem*, p. 834.

(13) F・リストは一国における或種の工業は最初はその前提をなす各条件が不利であっても時のたつに伴って有利となってくるものがあるがこの種の工業が或一定の期間すぎた後に何等かの保護なしに外国と競争することができるようになると考へられるならばその生産品の価格を保護関税によって騰貴させることは国民全体にとって合目的なる犠牲となる。その工業が関税の保護のもとに発展してきて輸入がなくなると内地生産者の間に競争が起り生産品の価格は世界市場価格と一致すべき最低生産費価格まで下る。従つて外国への輸出も可能となり保護関税の必要はなくなつてくる。又保護関税は無用となり廃止せられるに至ると考へるのである。F・リストのこれは育成関税論といはれ保護関税主義のなかで最も強く支持されているものである。然しF・リストはすべての産業に保護関税の必要を主張してゐるものではなく又恒久的施設として保護関税を主張してゐるのではない。(F. List, Das nationale System der politischen Oekonomie, 1841.)

(14) Adam Smith, *ibidem*, p. 835.

「如何なる関税にありても関税を課される商品の輸入業者はその商品を私設の倉庫に搬入するか或は私費又は国費で建てられ税関吏がその鍵を保管していて税関吏の立会でなければ開くことのできないような倉庫にその商品を預けておくかそのいずれかにすればよい。商人がその商品を私設の倉庫に搬入する場合は関税は即時に支払はれ後日租税の還付はないことにしこの倉庫は随時税関吏の臨検をうけその内の残量と租税 (duty) を支払つた量とが符号するか確め得るようにする。商人がそれを公設の倉庫に搬入する場合はそれが国内消費のために搬出されるまでは租税 (duty) を支払うことはない。それが輸出のために搬出されるときは輸出されるということに正当な保証が与へられれば常に免税とする。之等の特定の商品の販売者は卸売、小売の如何を問はず何時でも税関吏の臨検を受けなければならぬ。又その店舗又は倉庫に入れられている全部の商品に対して租税 (duty) を支払つたということを正当な証明書によつて立証しなければならぬことにするとよいという意見が述べられている。輸入ラム消費税といはれる租税は現在この方法で徴収せられているのであつてこれと同一の行政制度はおそらく輸入財貨に対する関税のすべてに拡張され得るであらう。これ等の関税は国内消費税の如く常に極めて一般的に使用及び消費される少数の財貨に限定

されるところが条件である。その租税が現在の如く殆んどあらゆる種類の財貨にまで拡大されるならばそれに十分なる程度の公設の倉庫を設備することは容易にできない。そうして極めて毀れ易い性質の財貨又はその保存に極めて注意や用心を要する財貨は商人は自己の倉庫の外は如何なる倉庫も安全に保管されることはできないからである。」

(Adam Smith, *ibidem*, pp. 836.)

(15) Adam Smith, *ibidem*, p. 836.

(16) Adam Smith, *ibidem*, pp. 836-837.

「或種の製造品の価格はその原料の輸入が自由になったことにより尚一層大なる割合において下落するのであらう。

もし生糸が支那やインドスタンから免税にて輸入され得るならばイギリス (Great Britain) における絹織物の製造業者はフランス及びイタリーよりも大いに安い価格で売ることができ、外国製絹布やビロウドの輸入を禁止する必要はなくなってしまうであらう。我國の財貨が安いということは我國の労働者に国内市場を確保することのみならず外国市場の極めて大なる支配を保証するであらう。租税が課せられる商品の貿易でさえも現在よりも一層有利となってくるであらう。もしこれ等の商品が公設の倉庫から外国へ輸出するために搬出される場合には租税 (taxes) は免除されるからその貿易は完全に自由である。この制度のもとではあらゆる財貨の運送業 (carrying trade)* は最大限の利益を得るであらう。それ等の商品が国内消費のために搬出される場合はその輸入業者がその財貨を他の商人又は消費者に売却する機会をもつまで租税 (tax) を前払しておかなくてもよいのであるから輸入に際して租税を前払しておかなければならない場合に比して常にそれ等の商品を安価に売却し得るのである。かくして同じ租税 (taxes) が課せられても租税の課せられる商品ですら消費のための外国貿易は現在より遙かに利益を伴うのである。」 (Adam Smith, *ibidem*, p. 837.)

* 水田洋訳は「中継貿易業」となっている。水田洋訳 スミス国富論 下 (世界の大思想 15) 二九三頁

(17) Adam Smith, *ibidem*, pp. 837-838.